

新潟県公式観光情報サイト「にいがた観光ナビ」 バナー広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟県公式観光情報サイト「にいがた観光ナビ」へのバナー広告の掲載を適正に行うため、新潟県公式観光情報サイト「にいがた観光ナビ」バナー広告掲載要綱（以下、「要綱」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告枠の数)

第2条 要綱第3条第2項の広告枠の数は、次表のとおりとする。

サイト名	枠数
パソコンサイト	トップページ：4（最大10） ※5以上になった場合はランダム表示
	3層目以下：カテゴリごとに最大10

スマートフォンサイトについては、パソコンサイトと同様の広告バナーが表示される。

(広告の種類、規格等)

第3条 要綱第6条の広告の規格は、原則として次のとおりとする。

(1) 大きさは次表のとおりとする。

サイト名	掲載位置	大きさ
パソコンサイト	トップページ下部	縦60×横165ピクセル
	3層目以下の左側フレーム下部	縦60×横165ピクセル

(2) 形式は、JPEG、GIF（アニメーションは不可）又はPNGとする。

(3) データ容量は、原則として30KB以下とする。

(4) 文字色と背景色のコントラストを十分に取り、文字が読みやすくなるように配慮する。

(5) 文字、イラスト等の解像度は、適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮する。

(広告掲載料)

第4条 要綱第12条第1項の広告の掲載料は、次表のとおりとする。

掲載位置	掲載期間	1枠当たり掲載料（消費税を除く。）	
		会員	非会員
トップページ	6か月	30,000円	—
	12か月	50,000円	—
3層目以下 (1カテゴリ)	6か月	10,000円	80,000円
	12か月	15,000円	100,000円

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、協会が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は平成26年2月12日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は平成26年10月10日から施行する。